

コロナ禍における公害紛争処理

～令和2年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、毎年、公害等調整委員会設置法第17条の規定に基づき、国会に対し所掌事務の処理状況を報告しており、令和3年6月4日、令和2年度の報告を行いました。

年次報告では、話題性が高いテーマについて巻頭で特集をしております。今回は、令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症の流行を受け、コロナ禍における公害等調整委員会の取組や地方公共団体との連携等をテーマとしましたので、御紹介します。また、年次報告の概要資料も併せて掲載しますので、御参照ください。

※令和2年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)の詳細については、下記URLから御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R2nend_menu.html



令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症（以下この特集において「感染症」という。）の流行は、日本を含む世界規模に拡大し、その感染症拡大に伴う影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及しました。こうした影響は、迅速かつ適正な公害紛争処理等を主要な任務とする公害等調整委員会（以下この特集において「公調委」という。）の業務にも現れました。

I 公調委の手續における対応

公調委における公害紛争処理等の手續について、感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のための対策を講じつつ、迅速かつ適正な事件処理に努めました。

裁定手續・調停手續を進める中で証拠調べや当事者等の尋問等を行う審問期日等が開かれます。審問期日等の場においては、感染防止の対策を徹底するため、当事者に対して、出席する人数をできる限り抑制するよう求めるとともに、出席者に対しては、マスクの着用、会場入口に設置したアルコール消毒液による手指の消毒、十分な間隔を確保しての着席を求めました。必要な場所にアクリル板等を設置し、審

問期日等の終了後には、机や椅子等について、必要な消毒を行いました。

なお、審問期日等について、原則として、東京に所在する公調委において行うこととしていますが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で審問期日等を開催する取組を従来から進めてきております。こうした現地期日においても、十分な間隔の確保やアクリル板の設置等が可能な会場を確保し上述の感染防止の対策を徹底することにより、当事者にとっては、感染の広がっていた東京に来ることなく、手續を進めることができました。

また、政府の方針に沿って、委員長、委員及び事務局職員について、厳格な出勤抑制を行い、その上で、公調委としての意思決定等を行う委員会議を始め、個別事件の処理方針の決定等を行う裁定委員会・調停委員会、専門事項の調査を行うために任命される専門委員や当事者からのヒアリングなど、公調委における各種の会議やヒアリングについては、特段の事情がない限り、原則としてウェブ会議により行うこととしました。

このほか、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等により、感染症の感染防止

やデジタルガバメントの実現の観点から、押印の見直し等を行うことが求められたことを受け、公調委としても、公害紛争処理等の手続に関して、国民に押印を求めないこととするよう、政令や公害等調整委員会規則について所要の改正を行うとともに、法律で押印を求めている土地利用の調整に係る手続について所要の改正を行うための法律案が第204回国会に提出されました。

公調委の手続について、必要な対策を講じつつ、今後とも、迅速かつ適正な事件処理等に努めてまいります。

II 公調委と地方公共団体の連携のための取組

全国の地方公共団体において、公害紛争の前段階又は初期段階としての性格を有する公害苦情について処理を行い、また、公調委と各都道府県に置かれている公害審査会等（以下この特集において「審査会等」という。）が、役割分担の下、公害紛争事件の解決に努めています^(注)。このため、公調委と地方公共団体が、公害紛争・公害苦情の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために重要であり、継続していく必要があります。

従来、情報共有・連携のため、毎年度、都道府県及び市区町村の職員を対象としたブロック会議等を開催していましたが、令和2年度は、感染症の感染対策の観点から、このようなブロック会議等の開催が困難であったため、都道府県の公害紛争処理担当職員及び市町村の公害苦情処理担当職員を対象として、新たにインターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催しました。

今後とも、感染対策に十分な配慮をしながら、このような情報共有・連携の取組を行ってまいります。

注 地方公共団体の公害苦情の対応状況は、地方公共団体が令和元年度に新規に受け付けた典型7公害の苦情受付件数は約4万7千件（その他の公害苦情を含めると約7万件）。平成30年度から繰り越されたものを含めて令和元年度中に苦情処理が完了したものは約4万2千件で、その処理までの期間は約7割が1週間以内、約1割が1か月以内となっており、迅速な処理が行われている。

また、公調委と審査会等の役割分担は、調停等に関しては、公害紛争のうちのいわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件については公調委、これ以外の公害紛争については審査会等で担当するとともに、裁定に関しては、公調委で全ての公害紛争について担当するものとなっている。

III 在宅時間の増加が公害紛争に及ぼす影響

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型の公害紛争が多く見られましたが、近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、都市部における比較的小規模な公害紛争、すなわち、都市型・生活環境型の公害紛争が増えてきていました。

令和2年度、感染症の感染状況を踏まえ、政府は2度にわたる緊急事態宣言を発出し、国民の協力の下、広く外出の自粛が行われることとなり、この結果、在宅にて勤務を行う人が増加するなど、在宅時間が増加したことは疑いがないところです。こうした流れは、働き方の変化とともに今後も続いていくと考えられますが、それは騒音等の新たな近隣トラブルの発生へと繋がる可能性もあり、今後、公害紛争に対してどのような影響を及ぼすのか、注視していく必要があります。

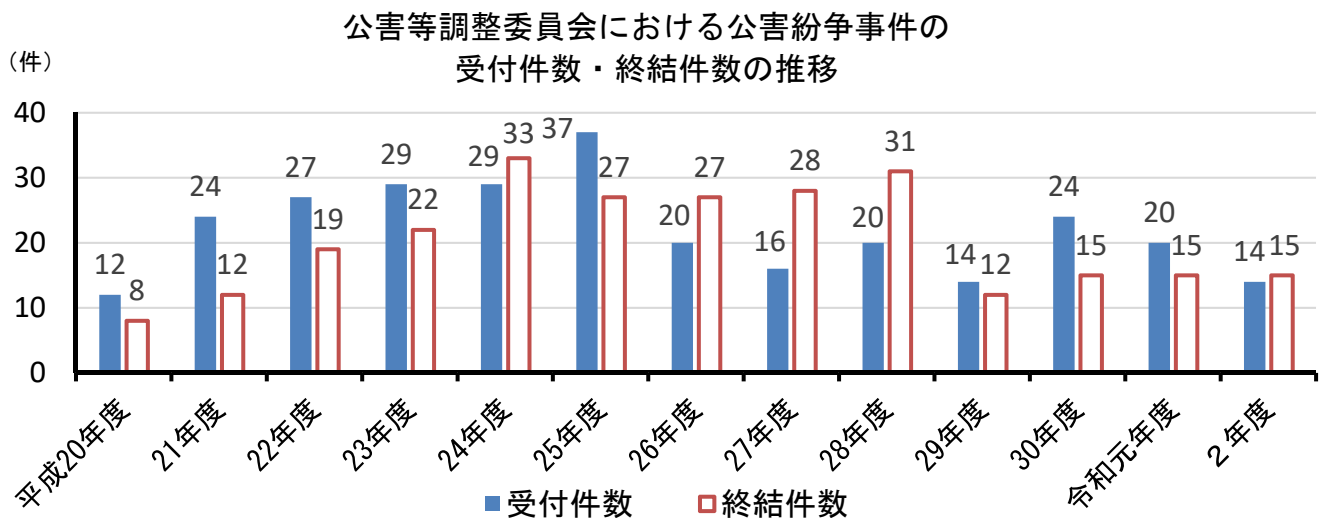
公調委としては、このような点からも、地方公共団体との情報共有・連携を図りつつ、迅速かつ適正な公害紛争処理等の役割を果たしてまいります。

特集 コロナ禍における公害紛争処理

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために講じた対策
 - ・ 審問期日等における出席人数の抑制、マスク着用、アルコール消毒、間隔確保等
 - ・ 公調委における各種会議やヒアリングは、原則としてウェブ会議により実施
 - ・ 公害紛争処理等の手続について、国民に押印を求めないこととするよう法令を改正
- 公調委と地方公共団体が役割分担をしながら、公害紛争処理や公害苦情処理を担っているため、両者の情報共有・連携強化は重要であり、令和2年度はインターネット動画配信によるセミナーを新たに開催
- 在宅時間の増加に起因する新たな近隣トラブルが公害紛争に及ぼす影響

公害紛争の処理状況

令和2年度	【係属】 51件	【受付】 14件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 49件	【受付】 14件	【終結】 15件



公害紛争の近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和2年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%超
- ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い
令和2年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割

主な事件① 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：熊本県熊本市の住民1人

【被申請人】：農業者

【申請理由】：被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているため

【裁定を求める事項】：損害賠償金297万円の支払及び申請人に生じた睡眠不足による健康被害と被申請人がボイラーを稼働させ騒音を発生させたこととの間の因果関係の判断

【事件の処理経過】

- 裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施
- 当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、熊本県上益城郡益城町で開催した現地期日において、裁定委員会が提示した調停案を当事者双方が受諾し、調停が成立

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】：東京都など6都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない団体1団体

※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、4都府県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】：

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること

【事件の処理経過】

調停委員会を設け、9回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和2年度 【係属】 83件 【受付】 40件 【終結】 37件
- ② 都道府県・市区町村への支援
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は、公害紛争処理連絡協議会を試行としてウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を新たに開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和元年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万件

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和2年度 【係属】 3件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和2年度 【係属】 8件 【受付】 7件 【終結】 3件

主な事件 あぐみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字ひじまがり臂曲地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
- 【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、7回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するなど手続を進めている。